

建物共済の契約解除の取り扱いについて（お知らせ）

建物共済（火災共済・総合共済）に加入されている方にお知らせします。

加入者（契約者）の方は、加入している建物について、次に掲げる事実が発生するとき、あるいは発生した場合には、遅滞なく組合（支所）に通知してください。

なお、組合では通知された事項（事実）を確認し、加入者の方に契約の解除手続きをお願いする場合があります。

◎通知が必要な事項（事実）について

- ・ 建物を譲渡する場合
- ・ 建物を解体、改築・増築、修繕または構造変更する場合
- ・ 建物を30日以上にわたり空家または無人にする場合
- ・ 建物が共済事故以外の原因で破損した場合
- ・ 建物を他の場所へ移転する場合
- ・ 建物の危険が著しく増加した場合
- ・ 建物の価額が著しく減少した場合
- ・ このほか、加入申込時の告知事項の内容に変更を生じた場合

◎解除手続きについて

解除手続きは、加入者本人が行う必要があります。

「建物共済異動通知書」に加入者自身が氏名等の必要事項を記入し、組合に申請します。

組合では、申請された解除事由に基づき共済掛金の返還を行います。

◎返還額計算について

「加入者の事由による解除」の場合の返還額は、共済掛金から共済掛金に既経過月数（月数に30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。）に応じた係数（下表）を乗じた額を差し引いた残額となります。

既経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数（％）	20	30	40	50	60	70	75	80	85	90	95

なお、共済金額の減額による場合は未経過期間に対して日割りにより計算します。

◎返還額の払戻しに要する期間について

解除手続きは組合（支所）で受付しますが、その後、支所では本所に共済掛金（保険料）の返還手続きを行います。

このため、返還額の払戻しまでには約2カ月の期間を要する場合があります。

－お問い合わせ先－

最寄りのNOSAI支所、または本所建物農機具課 Tel.018-884-5233